

## 平成十七年環境省令第二十五号

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第  
十六條の二第二項の規定により地方環境事  
務所長に委任する権限を定める省令

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和  
四十五年法律第百三十九号）第十六條の二第二項  
の規定に基づき、農用地の土壤の汚染防止等に関  
する法律第十六條の二第二項の規定により地方環  
境事務所長に委任する権限を定める省令を次のよ  
うに定める。

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（以  
下「法」という。）第十三條第一項及び第十四  
條第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環  
境事務所長に委任する。ただし、法第十三條第  
一項に規定する権限については、環境大臣が自  
ら行うことを妨げない。

## 附 則

この省令は、平成十七年十月一日から施行す  
る。